

令和4年6月23日
厚生労働省保険局調査課

令和元年度国民健康保険事業年報 正誤表

標記につきまして、一部のデータ等に誤りがあったため、以下の数値を修正いたします。

ホームページ掲載のファイルは、修正後のデータに差し替えております。

以下に掲げる表の数値を、別紙のとおり訂正(変更箇所を抜粋)。

【事業概況】

- ・表 21 財政状況(市町村国保)

【事業概況】表 21 財政状況(市町村国保)

【誤】

表21 財政状況(市町村国保)

科 目	平成30年度			令和元年度			全体の 対前年度 増減額	全体の 対前年度 伸び率		
	全体	(再掲)		全体	(再掲)					
		医療給付分	介護分		医療給付分	介護分				
入	保 険 料 (税)	26,713	24,526	2,187	25,966	23,888	2,078	▲747	▲2.8%	
	国 庫 支 出 金	34,534	32,086	2,448	34,566	32,180	2,385	32	0.1	
	療 養 給 付 費 等 交 付 金	624	624	-	62	62	-	▲561	▲90.0	
	前 期 高 齢 者 交 付 金	36,403	36,403	-	34,988	34,988	-	▲1,415	▲3.9	
	都 道 府 県 の 支 出 金	11,157	10,359	798	11,195	10,486	709	38	0.3	
	市町村の一般会計繰入金(法定分)	4,671	4,544	127	4,645	4,520	125	▲26	▲0.6	
	支 出 金 一 般 会 計 繰 入 金 (法 定 外)	1,910	-	-	1,751	-	-	▲159	▲8.3	
	共 同 事 業 交 付 金	107	107	-	113	113	-	6	5.9	
	直 診 勘 定 繰 入 金	1	1	-	1	1	-	0	48.7	
	そ の 他	127,328	124,485	2,843	127,149	124,338	2,811	▲179	▲0.1	
	小 計	243,448	-	-	240,436	-	-	▲3,011	▲1.2	
	基金繰入	357	-	-	211	-	-	▲146	▲40.8	
	(取崩)金	403	-	-	685	-	-	283	70.2	
	(前年度からの)繰越金	4,768	-	-	4,657	-	-	▲111	▲2.3	
	市 町 村 債	17	-	-	2	-	-	▲16	▲91.0	
	財政安定化基金貸付金返還金	-	-	-	11	-	-	-	-	
	収 入 合 計 (収 入 総 額)	248,992	-	-	246,002	-	-	▲2,990	▲1.2	
	出	総 務 費	1,910	-	-	1,965	-	-	55	2.9
		保 険 給 付 費	87,966	87,966	-	87,353	87,353	-	▲613	▲0.7
後 期 高 齢 者 支 援 金		15,954	15,954	-	15,886	15,886	-	▲68	▲0.4	
前 期 高 齢 者 納 付 金		68	68	-	64	64	-	▲4	▲6.0	
介 護 納 付 金		5,757	-	5,757	5,611	-	5,611	▲146	▲2.5	
保 健 事 業 費		1,134	1,134	-	1,148	1,148	-	14	1.2	
共 同 事 業 拠 出 金		107	107	-	113	113	-	6	5.8	
直 診 勘 定 繰 出 金		78	78	-	82	82	-	4	5.7	
そ の 他		129,190	126,340	2,850	128,519	125,703	2,816	▲671	▲0.5	
小 計		242,164	-	-	240,741	-	-	▲1,423	▲0.6	
基金積立金		315	-	-	243	-	-	▲73	▲23.1	
そ の 他		1,593	-	-	671	-	-	▲922	▲57.9	
前年度繰上充用(欠損補填)金		281	-	-	214	-	-	▲66	▲23.6	
公 費		8	-	-	22	-	-	14	173.9	
財政安定化基金貸付金		17	-	-	2	-	-	-	-	
支 出 合 計 (支 出 総 額)		244,378	-	-	241,892	-	-	▲2,486	▲1.0	
収支差引額		収 支 差 引 合 計 額 (収 入 総 額 - 支 出 総 額)	4,614	-	-	4,110	-	-	▲504	▲10.9
		単 年 度 収 支 差 引 額 A	1,284	-	-	▲304	-	-	▲1,588	▲123.7
		国庫支出金精算額等 B	189	-	-	465	-	-	276	146.2
	精算後単年度収支差引額 A+B	1,472	-	-	160	-	-	▲1,312	▲89.1	
	決算等補てんのための一般会計繰入金 C	1,258	-	-	1,096	-	-	▲161	▲12.8	
決算等補てんのための一般会計繰入金を除いた場合の 精算後単年度収支差引額 A+B-C	215	-	-	▲936	-	-	▲1,150	▲535.9		
基 金 積 立 金 等	10,705	-	-	10,722	-	-	17	0.2		

(注1) 端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。

(注2) 数値は、市町村の国保特別会計と都道府県の国保特別会計の合計額であり、市町村及び都道府県から報告のあった決算額を基に作成している。

(注3) 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金については、当年度概算額と前々年度精算額を加えたものとなっており、平成29年度の精算は令和元年度に、平成30年度の精算は令和2年度にそれぞれ行われる。

(注4) 「精算後単年度収支差引額」とは、当該年度の実際の収支を見るために、単年度収支に国庫支出金精算額等を加えたものであり、「国庫支出金精算額等」とは、療養給付費負担金及び療養給付費交付金に係る前年度の精算額を控除し、翌年度に行われる当該年度の精算額を加えた額である。

(注5) 「基金積立金等」とは、当年度末における純資産に当年度の国庫拠出金・療養給付費交付金に係る精算額を加えたものである。ただし、純資産は以下のように計算している。

$$\text{* 純資産} = (\text{基金等保有額} + \text{次年度への繰越金} + \text{貸付金等} + \text{その他の資産}) - (\text{繰上充用金(当年度赤字額)} + \text{当年度末市町村債残高} + \text{その他の負債})$$

(注6) 医療給付分と介護分を分けられない科目を仮にすべて医療給付分とした場合、精算後単年度収支差引額は令和元年度で479億円となる。

(注7) 一般会計繰入金(法定分)のうち、保険基金安定(保険者支援分)及び保険基金安定(保険料軽減分)については、

国、都道府県、市町村のそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金、都道府県支出金に振り分けている。

(注8) 一般会計繰入金(法定外)については、①決算補てん等目的分と②それ以外分に分類される。

①は主に決算の補てんや保険料の負担緩和等に充てんすることを目的としている。

②は主に保健事業や事務費に充てんすることを目的としている。

(注9) 都道府県特別会計の単年度収支から国庫支出金精算額を控除した、精算後単年度収支差引額は令和元年度で377億円である。

(注10) 「その他」には、市町村と都道府県の特別会計間での出納にかかる額及び国庫支出金等の前年度精算額が含まれる。

(注11) 「市町村債」及び「公債費」は市町村に、「財政安定化基金貸付金返還金」及び「財政安定化基金貸付金」は都道府県にかかる科目である。

【正】

表21 財政状況（市町村国保）

科 目	平成30年度			令和元年度			全体の 対前年度 増減額	全体の 対前年度 伸び率	
	全体	(再掲)		全体	(再掲)				
		医療給付分	介護分		医療給付分	介護分			
入	保 険 料 (税)	26,713	24,526	2,187	25,966	23,888	2,078	▲747	▲2.8
	国 庫 支 出 金	34,534	32,086	2,448	34,566	32,180	2,385	32	0.1
	療 養 給 付 費 等 交 付 金	624	624	-	62	62	-	▲561	▲90.0
	前 期 高 齢 者 交 付 金	36,403	36,403	-	34,988	34,988	-	▲1,415	▲3.9
	都 道 府 県 の 支 出 金	11,157	10,359	798	11,195	10,486	709	38	0.3
	市町村の一般会計繰入金(法定分)	4,671	4,544	127	4,645	4,520	125	▲26	▲0.6
	支 出 金 一 般 会 計 繰 入 金 (法 定 外)	1,910	・	・	1,751	・	・	▲159	▲8.3
	共 同 事 業 交 付 金	107	107	-	113	113	-	6	5.9
	直 診 勘 定 繰 入 金	1	1	-	1	1	-	0	48.7
	そ の 他	127,328	124,485	2,843	127,149	124,338	2,811	▲179	▲0.1
	小 計	243,448	・	・	240,436	・	・	▲3,011	▲1.2
	基金繰入金(取崩)金	357	・	・	211	・	・	▲146	▲40.8
	(前年度からの)繰越金	4,768	・	・	4,657	・	・	▲111	▲2.3
	市町村債	17	・	・	2	・	・	▲16	▲91.0
	財政安定化基金貸付金返還金	-	・	・	11	・	・	・	・
取 入 合 計 (取 入 総 額)	248,992	・	・	246,002	・	・	▲2,990	▲1.2	
出	総 務 費	1,910	・	・	1,965	・	・	55	2.9
	保 険 給 付 費	87,966	87,966	-	87,353	87,353	-	▲613	▲0.7
	後 期 高 齢 者 支 援 金	15,954	15,954	-	15,886	15,886	-	▲68	▲0.4
	前 期 高 齢 者 納 付 金	68	68	-	64	64	-	▲4	▲6.0
	介 護 納 付 金	5,757	-	5,757	5,611	-	5,611	▲146	▲2.5
	保 健 事 業 費	1,134	1,134	-	1,148	1,148	-	14	1.2
	共 同 事 業 拠 出 金	107	107	-	113	113	-	6	5.8
	直 診 勘 定 繰 出 金	78	78	-	82	82	-	4	5.7
	そ の 他	129,190	126,340	2,850	128,519	125,703	2,816	▲671	▲0.5
	小 計	242,164	・	・	240,741	・	・	▲1,423	▲0.6
	基金積立金	315	・	・	243	・	・	▲73	▲23.1
	(前年度繰上)金	1,593	・	・	671	・	・	▲922	▲57.9
	前年度繰上(欠損補填)金	281	・	・	214	・	・	▲66	▲23.6
	公 債 費	8	・	・	22	・	・	14	173.9
	財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	17	・	・	2	・	・	・	・
支 出 合 計 (支 出 総 額)	244,378	・	・	241,892	・	・	▲2,486	▲1.0	

取 支 差 引 合 計 額 (取 入 総 額 - 支 出 総 額)	4,614			4,110			▲504	▲10.9
単 年 度 取 支 差 引 額 A	1,284			▲304			▲1,588	▲123.7
国庫支出金精算額等 B	189			465			276	146.2
精算後単年度取支差引額 A+B	1,472			160			▲1,312	▲89.1
決算等補てんのための一般会計繰入金 C	1,261			1,100			▲161	▲12.8
決算等補てんのための一般会計繰入金を除いた場合の 精算後単年度取支差引額 A+B-C	212			▲939			▲1,151	▲543.6

基 金 積 立 金 等	10,705			10,722			17	0.2
-------------	--------	--	--	--------	--	--	----	-----

- (注1) 端数の関係上、合計及び取支差がずれることがある。
- (注2) 数値は、市町村の国保特別会計と都道府県の国保特別会計の合計額であり、市町村及び都道府県から報告のあった決算額を基に作成している。
- (注3) 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金については、当年度概算額と前々年度精算額を加えたものとなり、平成29年度の精算は令和元年度に、平成30年度の精算は令和2年度にそれぞれ行われる。
- (注4) 「精算後単年度取支差引額」とは、当該年度の実質的な収支を見るために、単年度取支差に国庫支出金精算額等を加えたものであり、「国庫支出金精算額等」とは、療養給付費負担金及び療養給付費交付金に係る前年度の精算額を控除し、翌年度に行われる当該年度の精算額を加えた額である。
- (注5) 「基金積立金等」とは、当年度末における純資産に当年度の国庫拠出金・療養給付費交付金に係る精算額を加えたものである。
ただし、純資産は以下のように計算している。
*純資産 = (基金等保有額+次年度への繰越金+貸付金+その他の資産)
-(繰上充用金(当年度赤字額)+当年度末市町村債残高+その他の負債)
- (注6) 医療給付分と介護分を分けられない科目を仮にすべて医療給付分とした場合、精算後単年度取支差引額は令和元年度で479億円となる。
- (注7) 一般会計繰入金(法定分)のうち、保険基盤安定(保険者支援分)及び保険基盤安定(保険料軽減分)については、国、都道府県、市町村のそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金、都道府県支出金に振り分けている。
- (注8) 一般会計繰入金(法定外)については、①決算補てん等目的分と②それ以外分に分類される。
①は主に決算の補てんや保険料の負担緩和等に充てることを目的としている。
②は主に保健事業や事務費に充てることを目的としている。
- (注9) 都道府県特別会計の単年度取支差から国庫支出金精算額を控除した、精算後単年度取支差引額は令和元年度で377億円である。
- (注10) 「その他」には、市町村と都道府県の特別会計間での出納にかかる額及び国庫支出金等の前年度精算額が含まれる。
- (注11) 「市町村債」及び「公債費」は市町村に、「財政安定化基金貸付金返還金」及び「財政安定化基金貸付金」は都道府県にかかる科目である。